

研究開発段階における知財戦略セミナー

【福島県】 実用化開発補助金説明会

2026年7月8日（水）

特許庁 総務部 普及支援課 産業財産権専門官

山口 成美



1 本日のゴール

2 特許権とは何か？

3 知財の落とし穴（研究開発を中心に）

4 震災復興支援早期審査・特許審査に関するスタートアップ支援策

1. 本日のゴール

- 特許権とは何か、自分のビジネスにどのような価値をもたらすか、あらためて考えてみる。
- 研究開発の時の典型的な知財リスクを知る。
必要があれば対処を検討ください。

2. 特許権とは何か？

知的財産とは何か？①

盗用されると…



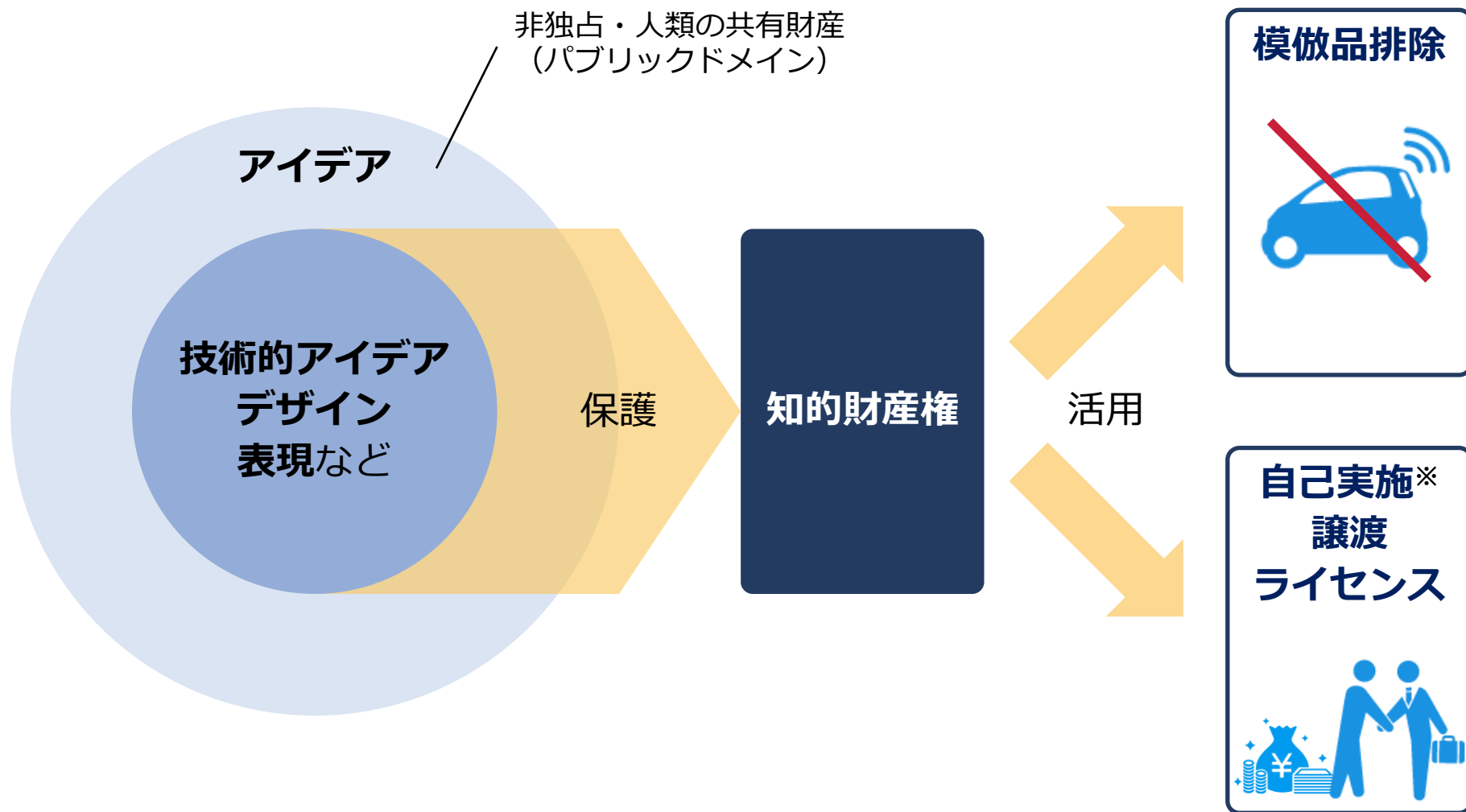
返還を請求できる



情報は誰に帰属するか分からない。
加えて、複製も容易なため、盗用
されても自分の情報だと主張する
のが難しい

では、情報である知的財産はどのように保護されるのだろうか

知的財産とは何か？②



※：製品等の製造、使用、輸出入など。

知的財産権の種類

知的創作物についての権利等

特許権（特許法）

- 「発明」を保護
- 出願から20年（一部25年に延長）

実用新案権 （実用新案法）

- 物品の形状等の「考案」を保護
- 出願から10年

意匠権（意匠法）

- 物品、建築物、画像のデザインを保護
- 出願から25年

著作権 （著作権法）

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）

回路配置利用権

（半導体集積回路の回路配置に関する法律）

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権 （種苗法）

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年（樹木30年）

（技術上、営業上の情報）

営業秘密 （不正競争防止法）

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権（商標法）

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年（更新あり）

商号（商法等）

- 商号を保護

商品等表示 （不正競争防止法）

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示（GI）

（特定農林水産物の名称の保護に関する法律）

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品の名称を保護

地理的表示（GI）

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の
総称 = 「産業財産権」、特許庁が所管

知的財産権の比較

主な知的財産権					
産業財産権					
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
保護対象	発明	物品の構造・形状の考案	物品等のデザイン	商品やサービスのマーク	創作的な表現 (文芸・学術・美術・音楽など)
保護の趣旨	創作の奨励			業務上の信用の維持	創作の奨励
目的	産業の発達				文化の発展
権利取得のための審査	あり	なし※1	あり		なし※2
権利期間	出願から最長20年	出願から最長10年	出願から最長25年	登録から最長10年 (更新可)	創作から作者の死後70年
権利の性格	【絶対的独占権】 権利者から見ると…まねしていないものにも権利が及ぶ 第三者から見ると…知らなかったでは済まされない				【相対的独占権】 独自の創作には権利が及ばない まねでなければ問題ない
所管	特許庁				文化庁

※1：実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない。実用新案技術評価書とは、特許庁の審査官が、新規性、進歩性などに関する評価を行うもの。

※2：著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のために何ら手続を必要としない。ただし、取引の安全を確保するなどのために著作権登録制度がある。

権利化することの意義

- 知的財産を権利化することにより、
 - ✓ 自分たちが築き上げてきた 技術・デザイン・ブランド を守ることができる。
 - ✓ お客様・取引先に対して 信頼感や安心感を与える ことができる。
- 権利侵害に対しては、以下のような 民事上・刑事上の救済措置を取ることができる、非常に強力な権利 と言える。

差止請求権

- 権利を侵害する者あるいは侵害するおそれがある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができる。
- また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄を求めることができる。

損害賠償請求権

- 権利を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができる。
- 権利者による損害額の立証は困難な場合が多いので、損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けている。

信用回復措置 請求権

- 侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載等、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができる。

不当利得返還 請求権

- 侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができる。

侵害罪

- 特許権を侵害した者は、直接侵害の場合は、刑事罰として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。間接侵害の場合は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられる。

企業から見た知的財産の効果

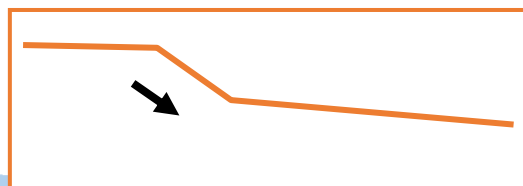
- 自らの知的財産を権利化・秘匿化せず無防備な状態にしておくと、参入障壁を築くことができず、価格競争に陥るおそれがある。
- 権利化・秘匿化により知財を適切に管理・防衛し、他者との差別化を図り市場での優位性を確保することで、研究開発費や製造コストなどを適切に回収することができる。

知的財産が無防備の場合



⇒ 新規参入を許し、価格競争に。

価格

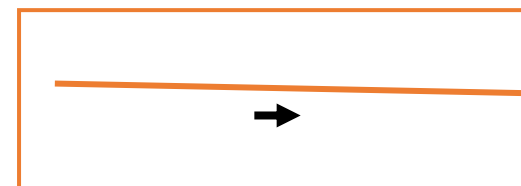


知的財産が権利化やノウハウ秘匿等により
防衛・管理されている場合



⇒ 差別化を通じて市場の優位性を確保。

価格



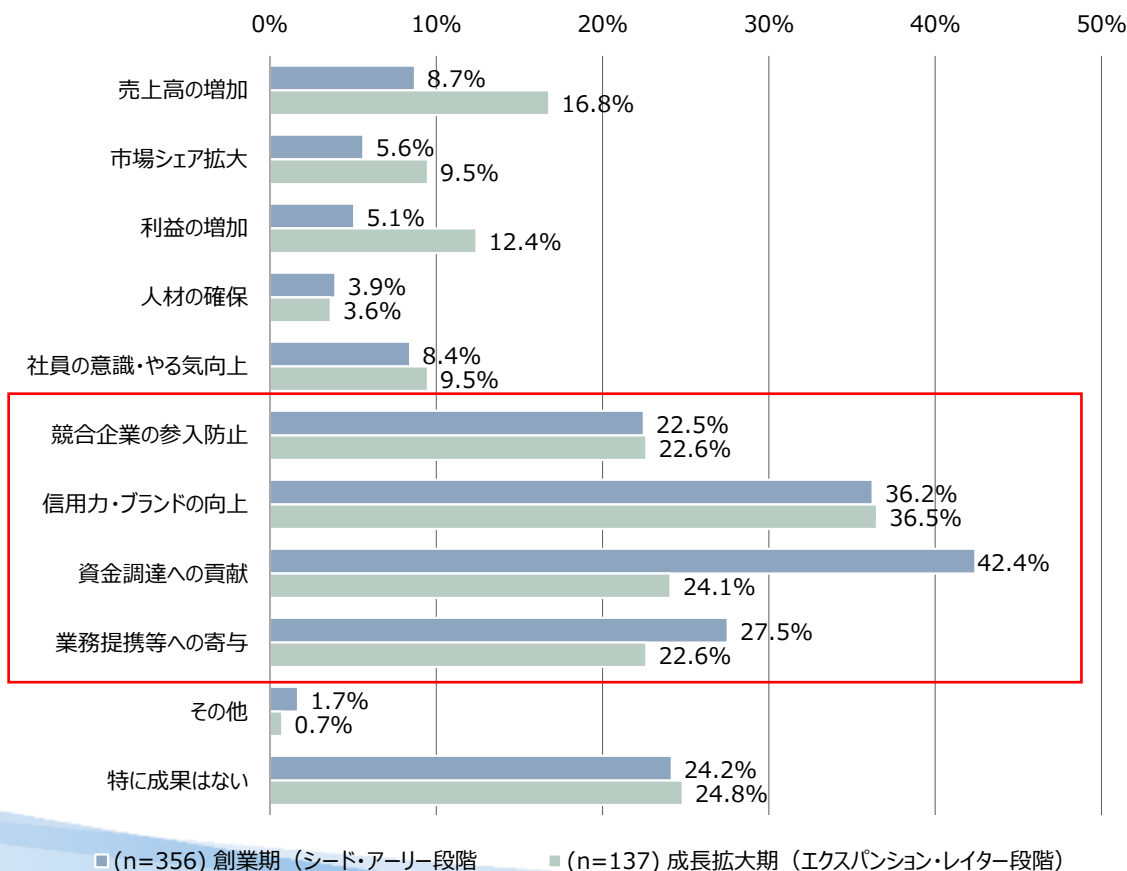
知的財産権や契約はMOAT（堀）のひとつ

- ① ネットワーク効果
- ② 囲い込み／スイッチングコスト
- ③ ユーザーへのアクセス
- ④ コスト優位性
- ⑤ テクノロジー優位性
- ⑥ ブランド
- ⑦ 第一想起
- ⑧ 規模の経済
- ⑨ 免許／許認可／**特許**／排他的な契約
- ⑩ オペレーションエクセレンス

スタートアップにとっての知的財産とは

- 創業期スタートアップにおける知財活用による効果には、「資金調達への貢献」、「信用力・ブランド力の向上」、「業務提携等への寄与」、「競合企業の参入防止」等がある。
- 一方で、不十分な知財戦略によりVC等による資金調達やM&A等のEXITの機会を逸失するリスクもある。

知的財産の活用等による直接的・間接的な効果（複数回答）



投資家は知財から生み出される将来性を評価するので、当社がこれまでに申請した特許をもとに将来的にどの程度の価値を生むのかという「知財価値評価」を出してもらい、客観的なエビデンスを得ることで**投資が受けやすくなった**。



SU

知財戦略がお粗末であったので**M&Aが止まってしまった**ことや**IPOの準備が止まってしまった**ケースがある。ライセンス先から指摘を受けて、**特許を取り直した**こともある。



VC

出典：令和3年度特許庁
「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究」

「特許は言葉を使った陣取り合戦」

実際にクレームを考えてみましょう！

クレームの構成要素と権利侵害の関係

オールエレメントルール（権利一体の原則）

- ✓ ある製品又はサービスが、特許請求の範囲に記載されている文言を全て満たした場合に、初めて侵害となる。
- ✓ 裏を返せば、ひとことでも外れる部分があれば、それだけで非侵害となってしまう。



【良いクレームとは】

- ✓ クレームの構成要件は、なるべく少ない方が良い。
 - ✓ 構成要件を言い表す時に、余計な限定は入れない方が良い。
- ただし、
- ✓ 先行技術との最低限の差別化（新規性・進歩性）は必要。



ここは相反する部分
両者のバランスが難しい

鉛筆を例にクレームを考える（世の中に鉛筆が存在しないという前提）

【請求項 1】

木材の中心に炭素からなる芯材を配置し、
先端を削り、芯材を円錐状に露出させて筆記する、筆記具。

【請求項 2】

請求項 1 の筆記具であって、その断面が六角形であることを特徴とするもの。
(説明) 断面を六角形にすることによって机から転がり落ちることを防止できる。

【クレームの構成要素の懸念点】

- ✓ 「木材」である必要性はあるのか？
- ✓ 「炭素」である必然性はあるのか？ 黒鉛筆のみとなってしまうのではないか？
- ✓ 少しだけ偏心させれば「中心」である必要はないのではないか？

鉛筆のクレーム（改善案）

＜鮫島弁護士・弁理士案＞

【請求項 1】

切削可能な第一の材料と、

媒体との摩擦によって媒体に定着可能な第二の材料を具備し、

前記第二の材料が前記第一の材料中に配置された、一定長を有する、筆記具。

【請求項 2】 （後述参照）

【クレームの構成要素の改善点】

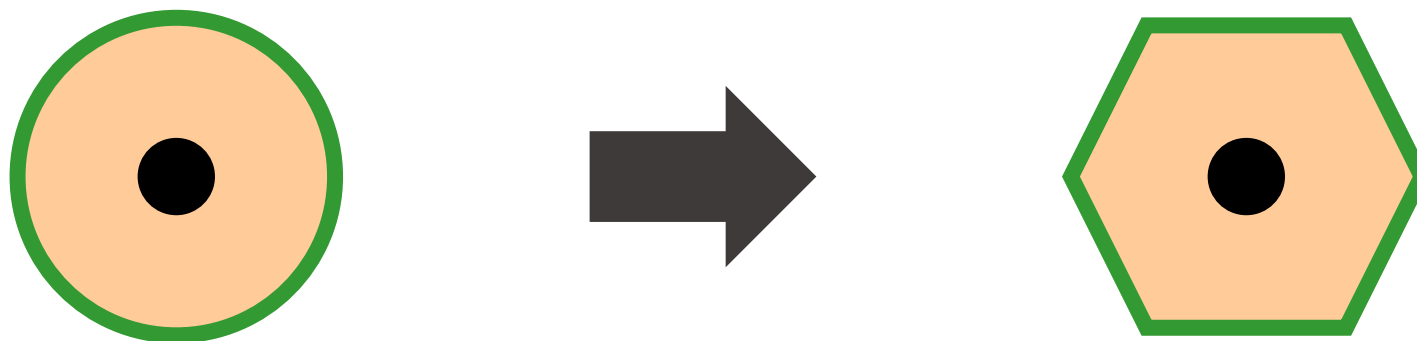
- ✓ 「木材」である必要性はあるのか？
- ✓ 「炭素」である必然性はあるのか？ 黒鉛筆のみとなってしまうのではないか？
- ⇒ いずれも単なる最適例のひとつ。
- ✓ 少しだけ偏心させれば「中心」である必要はないのではないか？
- ⇒ 位置関係・形状の記載にとどめる。

考えてみましょう！

世の中の鉛筆の断面が全て「円」であった場合

机の上に置くと転がってしまうという弱点あり

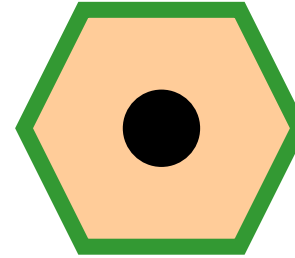
それならばと六角形の鉛筆を開発！



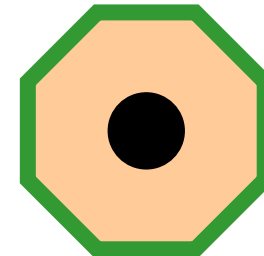
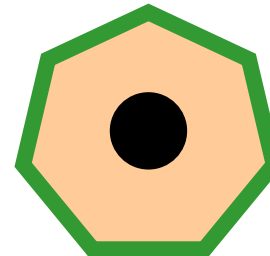
さて、皆さんはどのように定義して特許出願しますか？

考えてみましょう！

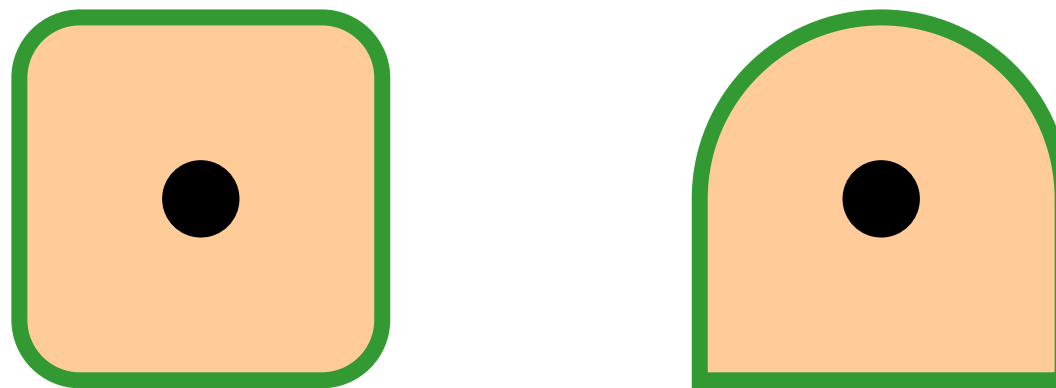
①断面が六角形の鉛筆



②断面が多角形の鉛筆



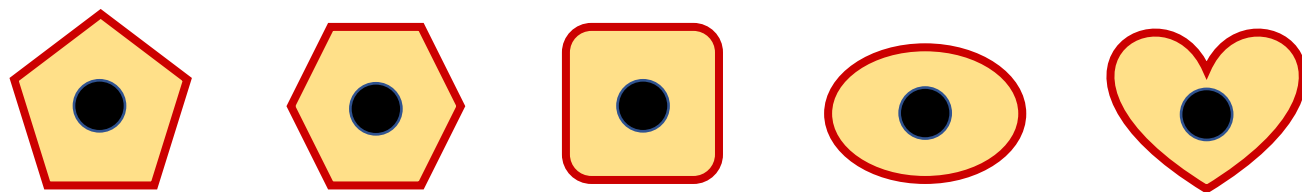
③断面の少なくとも一部が直線である鉛筆



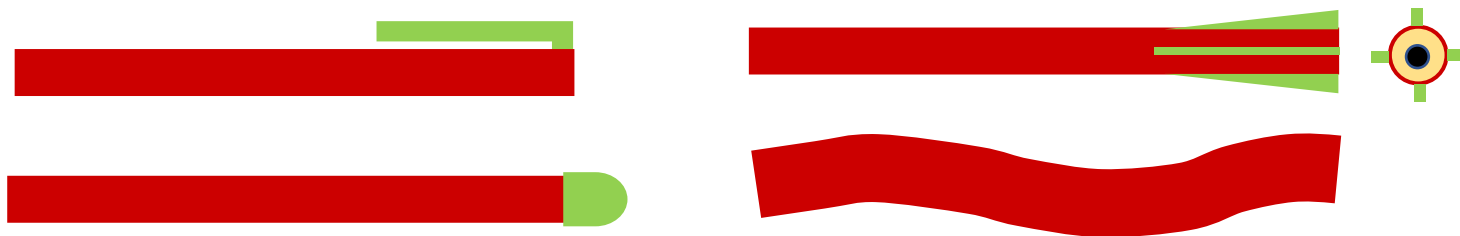
(参考) 土生哲也著 「元気な中小企業はここが違う！知的財産で引き出す会社の底力」 (2013)

① 転がらない鉛筆の形を考える（できるだけ沢山考える）

鉛筆の断面が円形じゃなければ転がらない・・・？

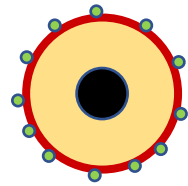


鉛筆に突起が形成されたり、曲線状であれば転がらない・・・？

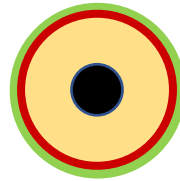


② 転がらない仕組みを考える（形を変えずに転がりを防止するには？）

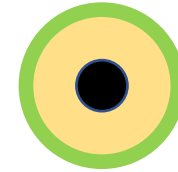
載置面との摩擦力を大きくすれば良い・・・？



摩擦力を増す粉末をまぶす



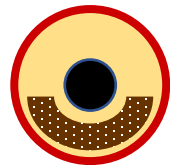
粘着力のある素材を塗布



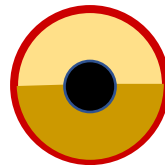
表面素材摩擦力の高いものに変更する

外側から
解決する

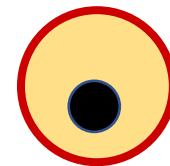
摩擦力を大きくしなくても、転がらない鉛筆は実現可能。



片側に重りが入っている



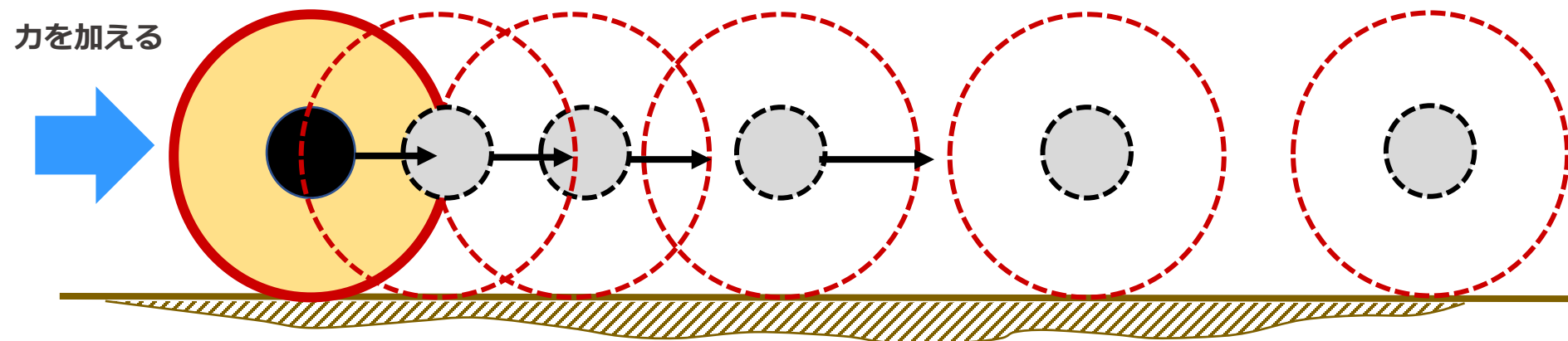
半分の素材の重さが違う



芯材が偏在している

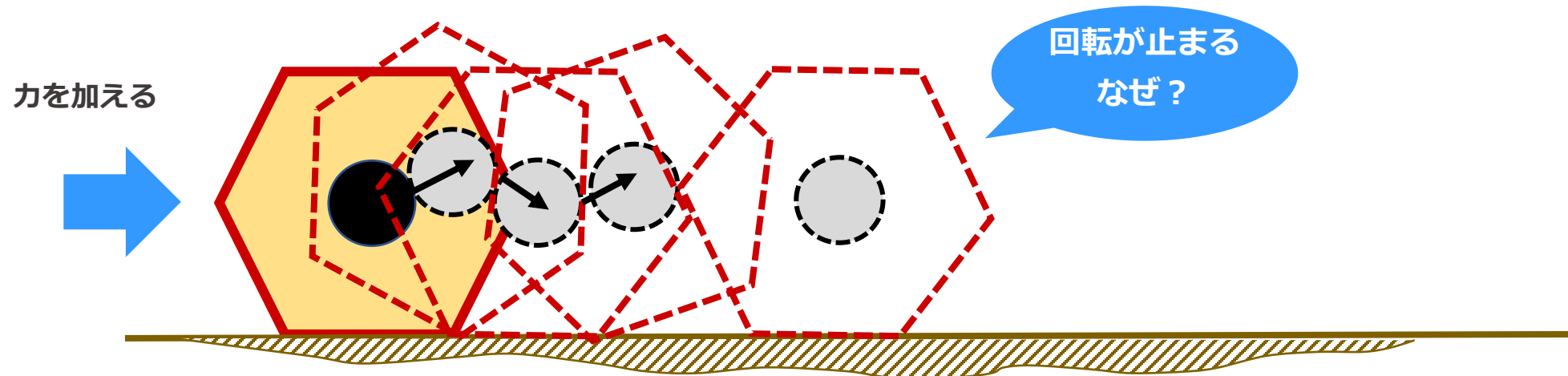
内側から
解決する

「転がる」ってどういうこと？



ちょっとした力や傾斜で簡単に転がる・・・。

六角形の鉛筆を転がしてみると・・・。



転がるときに芯の位置が上下動している。

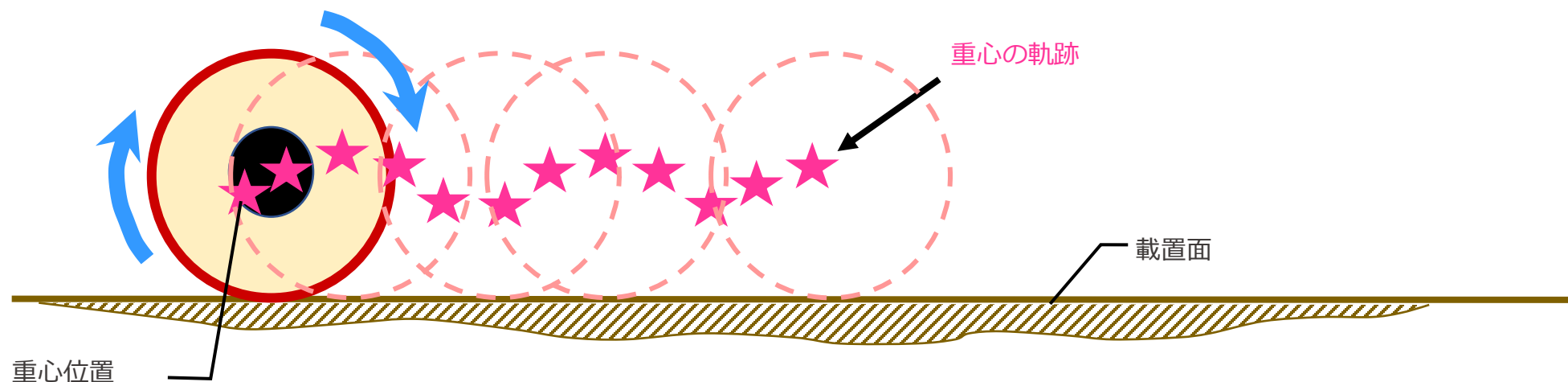
③前記①②を全て含む鉛筆を文章で表現すると・・・。

【請求項 2】

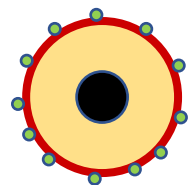
鉛筆が断面周方向に回転するときに、
鉛筆の重心位置が載置面に対して上下動することを特徴とする鉛筆。

(参考) 元の請求項

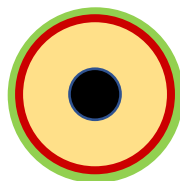
請求項 1 の筆記具であって、その断面が六角形であることを特徴とするもの。



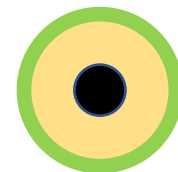
以下のような形状はカバーできていない。



摩擦力を増す粉末をまぶす



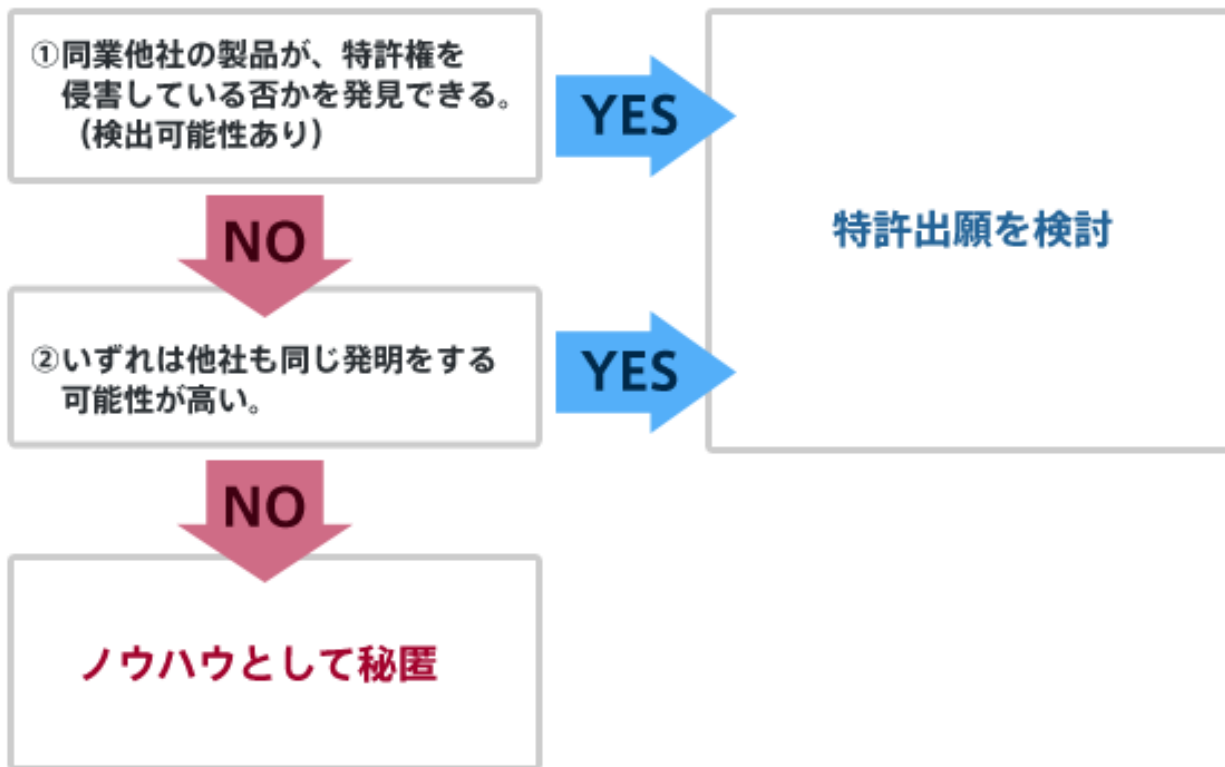
粘着力のある素材を塗布



表面素材摩擦力の
高いものに変更する

持つ部分がザラザラしたり、ねちゃねちゃしている鉛筆を好んで買う人はいないだろうから（商売にならないから）、権利はなくていいと考えることもできる。

出願とノウハウの切り分け



- 特許出願をするとしても検出可能性に鑑みどこまで出願するのか。
- 特許出願をする際に、ノウハウを流出しない特許明細書の記載方法とは？
- 検出可能性を極力上げるためにどのような特許明細書とするのか。
- ノウハウとして秘匿すると決めた場合に有効な情報管理のあり方。

3. 知財の落とし穴



本書は
特許庁のホームページから
ダウンロードが可能です

アクセス



[https://www.jpo.go.jp
/support/startup](https://www.jpo.go.jp/support/startup)

特許庁 投資家 落とし穴

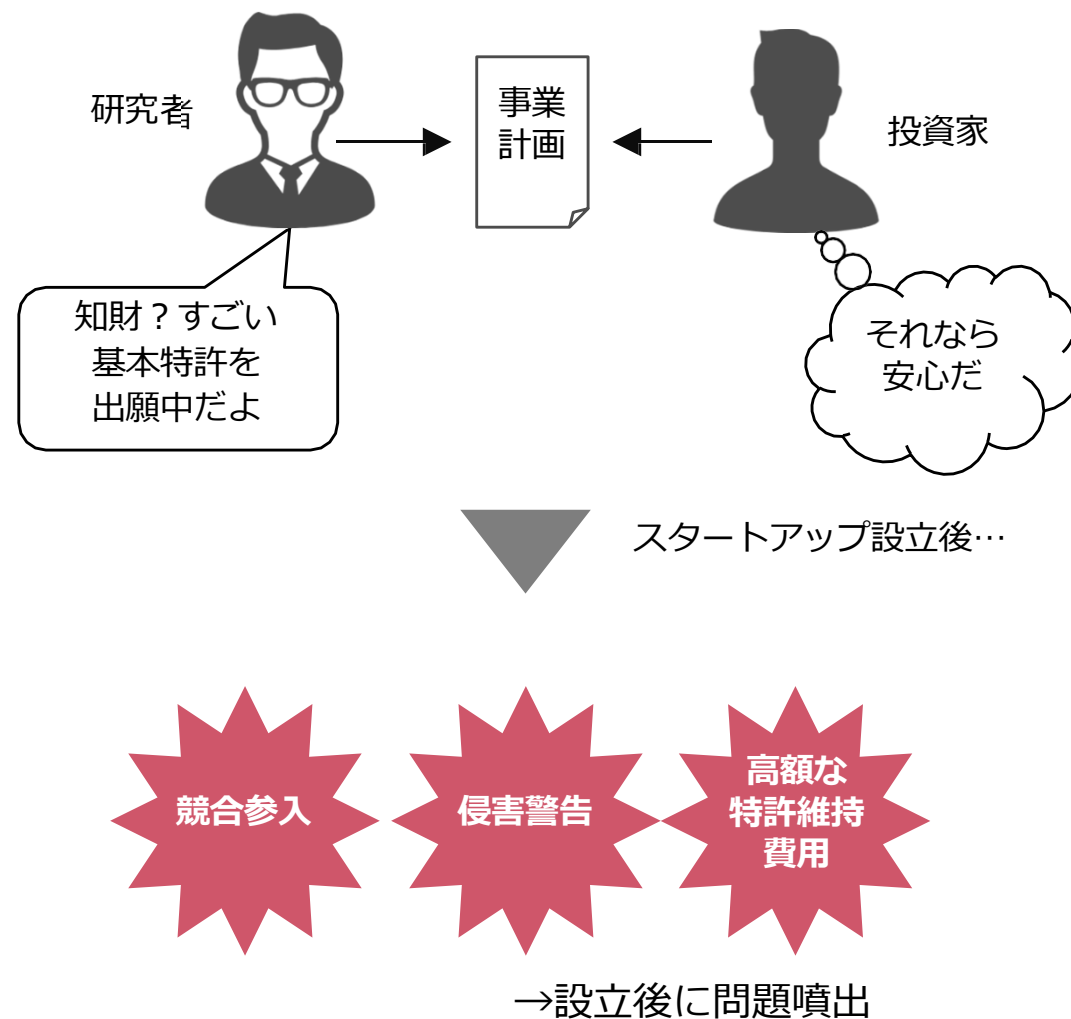
で検索

落とし穴 1

事業計画の中に知財戦略がない

よくあるケース

- ✓ 研究者とともに事業計画を策定
- ✓ 研究者は「基本特許を出願している」と説明
- ✓ しかし会社設立後、競合の参入等、問題が噴出



事業計画の中に知財戦略がない

対 策

事業計画を策定する際は知財戦略も必ず議論しよう

- 1 事業計画の中に知財戦略を入れる
- 2 競合の知財情報を調べる
- 3 知財戦略の責任者を決める

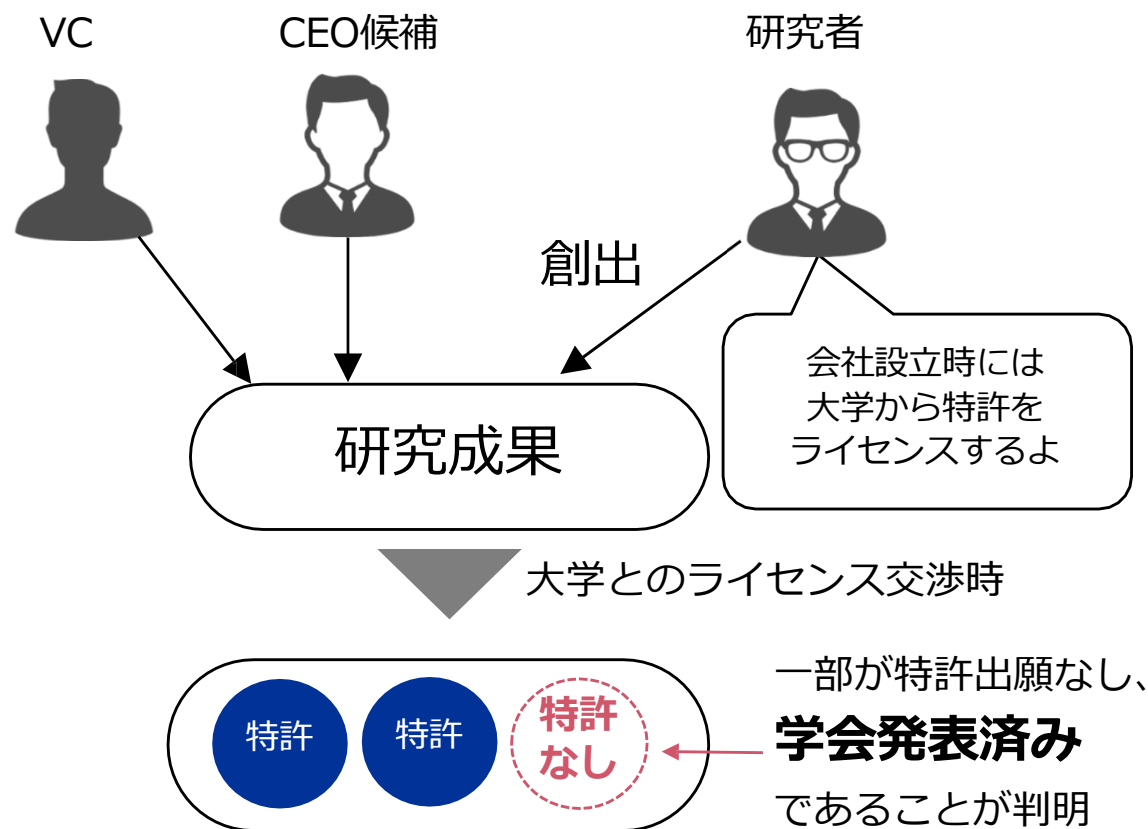
参考事例 資金提供前後で知財戦略を評価。知財交渉も前面で支援する

1. ギャップファンドではグラント提供時に知財戦略の有無、知財帰属、FTOを確認
2. グラント提供後も長期の知財戦略を検討
3. スピンアウト時のライセンス交渉の支援も行う

コア技術の出願前に学会・論文発表や共同研究先への開示を行ってしまい、 基本特許を取れない

よくあるケース

- ✓ VCとCEO候補は研究成果に着目
- ✓ 研究者とも意気投合し、技術顧問として就任を合意
- ✓ 会社設立後、一部が権利化されていないことが判明



コア技術の出願前に学会・論文発表や共同研究先への開示を行ってしまい、
基本特許を取れない

対 策

研究成果は出願時期と論文発表のタイミングを考える

- 1 学会、デモ、サンプル提供等の公知化に注意
- 2 発表しなければならない時は内容を一般化
- 3 公知になっていたら別の実現方法を考える

参考事例 投資にあたり出願と論文のタイミングを研究者と合意

- ✓ 研究者の起業にファンドが出資すること決定
- ✓ ファンドと研究者との間で「基本特許を出願するまでは、絶対に論文を書かない」ことを合意
- ✓ 出願後は海外のトップ論文誌に限り論文を投稿

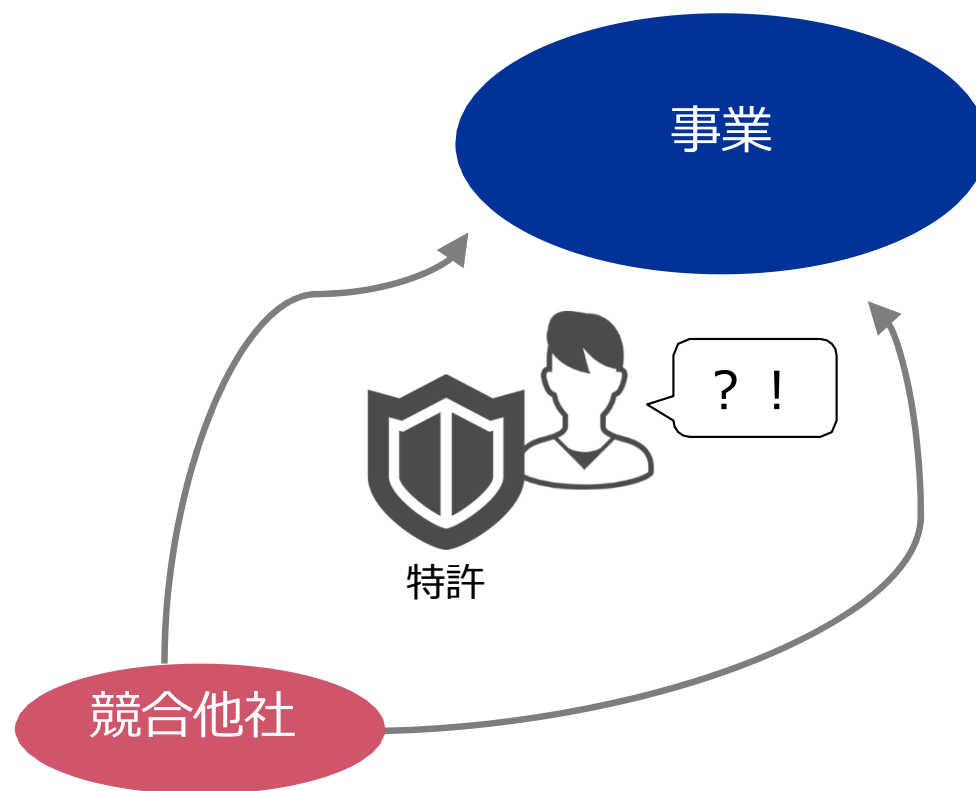
(国内大学ギャップファンド)

落とし穴 4

大学で出願した基本特許はあるが、商用化の観点から権利化されていない

よくあるケース

- ✓ 研究者は「大学で基本特許を取得している」と説明
- ✓ 後日、専門家に権利内容をみてもらうと、権利範囲が狭いことが判明。競合が代替手段で参入可能



大学で出願した基本特許はあるが、商用化の観点から権利化されていない

対 策

大学発スタートアップの事業範囲・用途・市場国をカバーする知的財産を
確実に権利化する

- 1 大学の基本特許は事業のための特許ではない
- 2 事業・用途（自社・競合の将来の事業範囲や用途を見越しているか）、市場国（進出予定の国）、期限（特許の有効期限は十分残っているか）を確認
- 3 知財の追加取得をマイルストーン設定する

参考事例 大学発ベンチャー設立前からVCが知財の出願を支援する

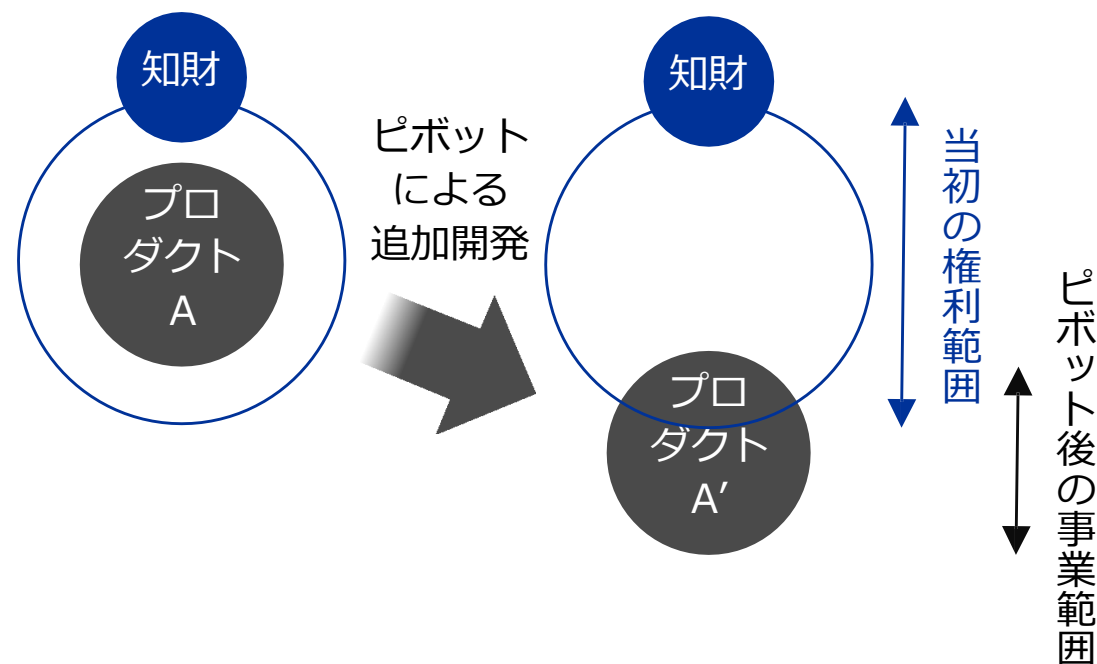
- ✓ 研究プロジェクトの段階から研究者に伴走して支援
- ✓ VCが事業化の観点から特許をどのように出願するかを検討し、必要なデータを研究者に集めさせる

落とし穴 6

知財がビジネスモデルと対応していない

よくあるケース

- ✓ ベンチャー企業は、投資家から紹介された事業会社とPoCを実施。市場をピボットし、追加開発
- ✓ 知財の権利化を忘れ、周辺特許を他社が出願



知財がビジネスモデルと対応していない

対 策

事業範囲をカバーする知財戦略を立て、実行する

- 1 ビジネスモデル、EXITに知財を合致させよう
- 2 ピボットしたら知財と対応しているか確認
- 3 知財の取得をマイルストーンとして設定する

参考事例

経営者、投資家、弁理士の定例会で知財戦略を検討し、見直す

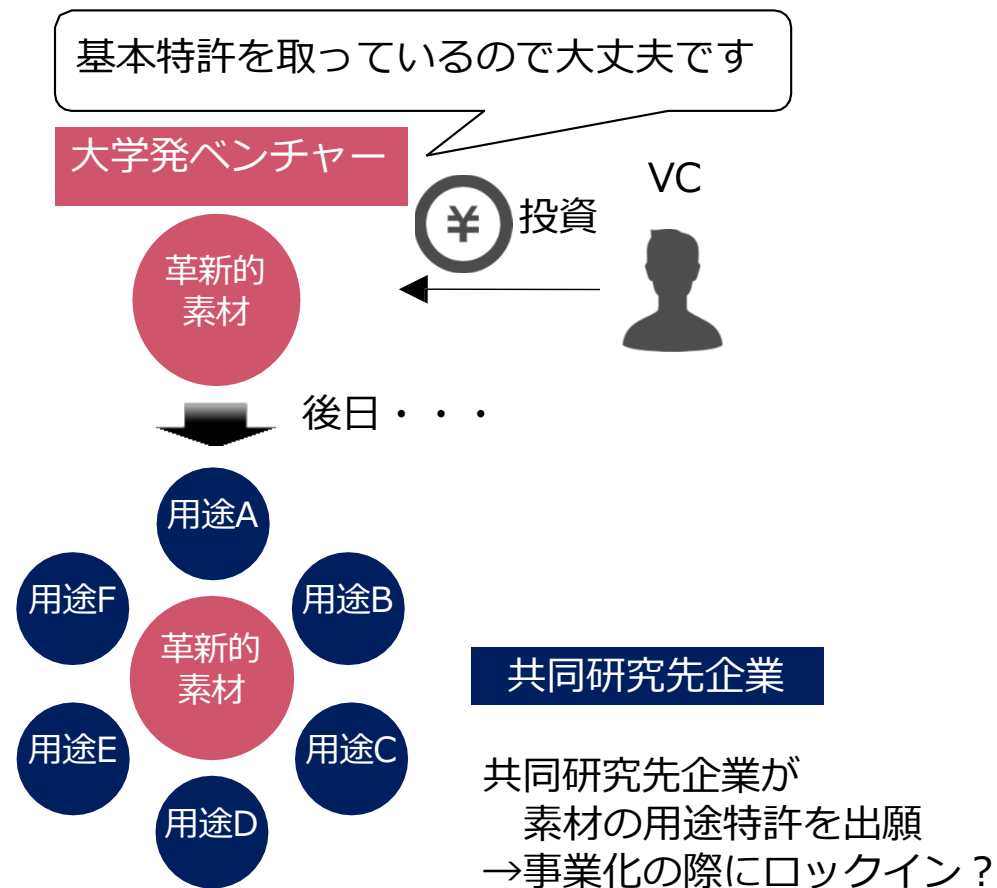
- ✓ 数ヶ月おきに経営者、投資家、弁理士の3者で知財戦略の検討や見直し
- ✓ 将来の技術やビジネスについて投資家の観点を提供
- ✓ 定例化することでピボットにも対応

落とし穴 8

基本特許は取るも他社に周辺特許を押さえられてしまい、事業がスケールしない

よくあるケース

- ✓ 革新的素材の大学発ベンチャーに投資
- ✓ 研究者は「大学に基本特許がある」と説明
- ✓ 共同研究先が単独で用途特許を出願



基本特許は取るも他社に周辺特許を押さえられてしまい、事業がスケールしない

対 策

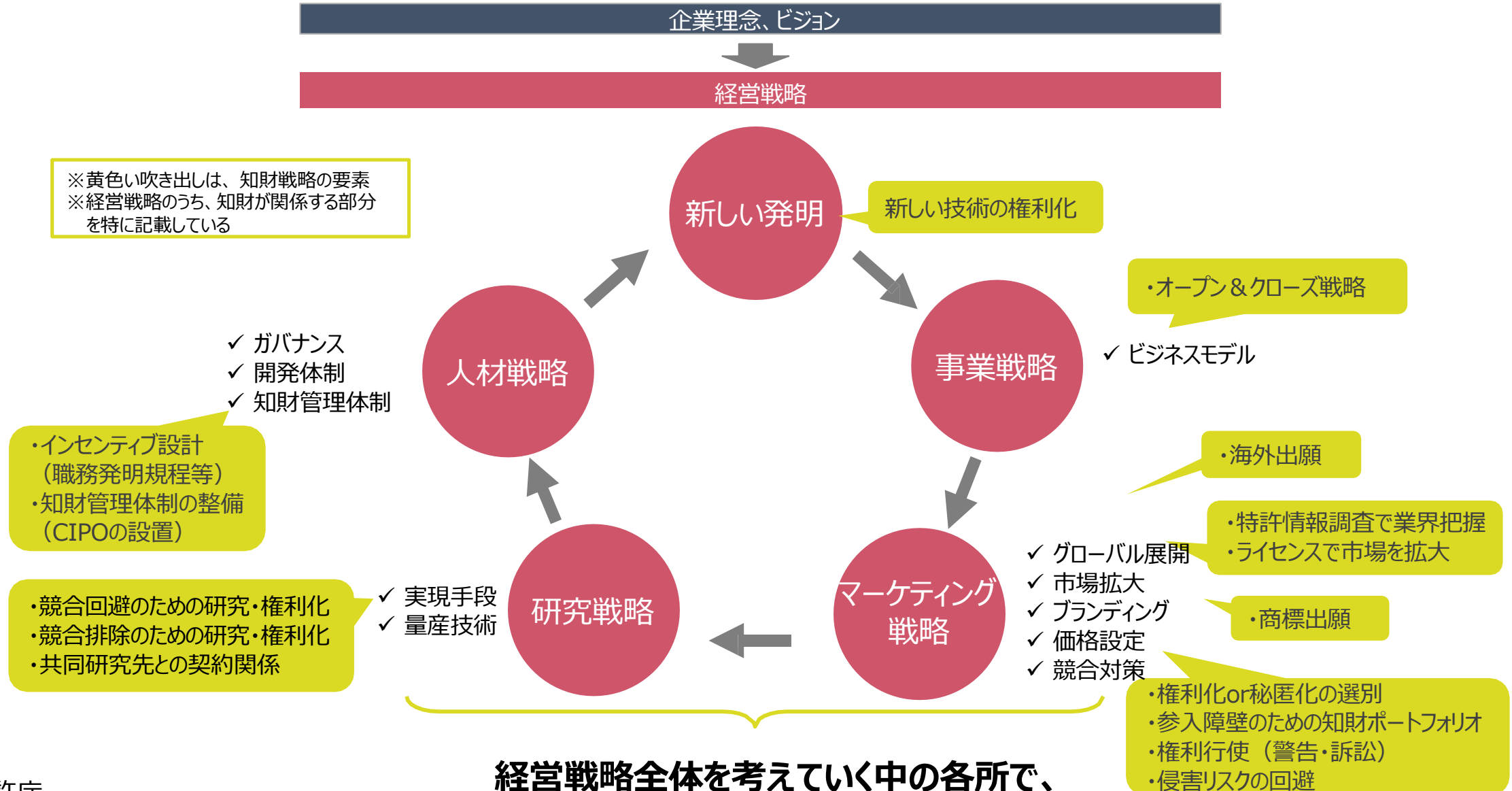
事業成長に必要な知財ポートフォリオを構築

- 1 ポートフォリオが必要であることを理解する
- 2 基本知財だけでなく周辺知財も評価する
- 3 提携は情報管理（コンタミネーション）、共同出願に留意、つまり契約

参考事例 外部企業からの周辺知財の調達をVCがハンズオンで支援

- ✓ 米国のVCは研究所発ベンチャーに投資
- ✓ ユースケースを想定すると周辺知財の不足が判明
- ✓ VCとベンチャーが一緒になって海外企業と交渉し、周辺知財のライセンスインを交渉し、成約

知財戦略は発明について「いかに広い特許権を確保するか」という観点だけではなく、 経営戦略全体を考えていく中での各所で常に知財の要素を考慮すること



4. 震災復興支援早期審査

- ・ 特許審査に関するスタートアップ支援策

震災復興支援早期審査

福島県での復興・イノベーション創出に資する企業（県外からの進出企業も含む）を支援するため、福島県、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構及び特許庁の連携協定の下、震災復興支援**早期審査・早期審理の要件を緩和しています。**

●要件緩和の概要

本協定の期間内において、

※令和6年1月22日から令和11年3月31日まで

出願人・審判請求人が、

- (1)福島県に住所又は居所を有する者であって、
- (2)**福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、意匠又は商標である場合**

早期審査・早期審理の申請を可能とします。



通常の特許審査

9.4 か月

一次審査通知までの平均期間

13.2 か月

権利化までの平均期間

令和7年度



早期審査（特許）

2.3 か月

一次審査通知までの平均期間

5.1 か月

権利化までの平均期間

令和7年度



早期審査・早期審理の申請について、**特許庁に対する手続は無料**
その他、**詳細は特許庁HPからガイドラインを参照**ください

震災復興支援早期審査・早期審理について | 経済産業省 特許庁

特許審査に関する スタートアップ支援策



■ 対象

「実施関連出願」であって、出願人の全部又は一部が次の①から③のいずれかに該当するもの。

- ① その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人)以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人
- ③ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人

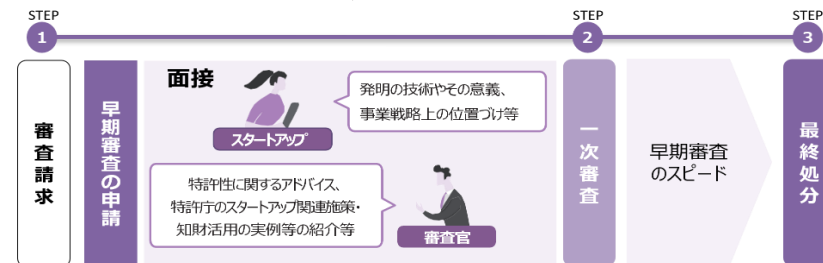


詳細は特許庁HPへ



スタートアップ対応面接活用早期審査

- ・ 一次審査前の面接を通じ、戦略的な特許の取得を支援。
- ・ 早期審査との併用により、早期の質の高い権利取得をサポート。



スタートアップ対応スーパー早期審査

- ・ 何よりも早く権利を取得したいというニーズに対応。



参 考



- 中小企業や支援機関等を主なターゲットとした**知財セミナー講師**



- **個社訪問で支援施策の普及**、また支援施策の意見・要望の聴取

特許庁普及支援課産業財産権専門官

PA0661@jpo.go.jp



◆知財総合支援窓口^{47都道府県}

中小企業等の**経営課題の解決**
のための**知財戦略**の側面支援

相談件数
約12万
件/年

より専門的な内容の相談は、
弁理士・弁護士・デザイナー
等の専門家と**連携支援**。

無料！

INPIT知財総合支援窓口
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）

- J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）は、INPITが提供する知財情報の検索サービス。インターネットを通じて誰でも無料で利用可能。
- また、基本的な操作方法を実習形式で学べる無料の講習会を開催。

The screenshot shows the J-PlatPat website. At the top, there's a header with the logo and navigation links for English, Site Map, and Help. Below this is a blue navigation bar with categories: Patent/Utility Model, Design, Trademark, and Examination. The main content area is titled 'Simple Search' and includes instructions on how to use the search function. There are radio buttons to select the search criteria: 'All four methods' (selected), 'Patent/Utility Model', 'Design', and 'Trademark'. A search input field contains example text: '例1)人工知能 例2)2019-00012X'. A search button is located to the right of the input field.

権利侵害の
リスクを
回避したい

研究開発の
ヒント
がほしい

無駄な
出願費用を
削減したい



J-PlatPatでは、このような場面で
知財情報の検索ができます。

【アクセス方法】

J-PlatPat



で検索！



J-PlatPatから分かること

1



【アクセス方法】

J-PlatPat で検索！



2



分かること①競合他社の動向

■ 発明の名称・出願日を俯瞰することで、「どのタイミングでどのような技術の開発を行っているか」というおおまかな開発動向や、「主力となる技術、デザイン、名称・ロゴの権利の残存期間はどうか」という競合の類似製品による自社製品シェア侵食のリスク把握することができます。

3

個別情報



分かること②開発戦略

- 「従来の技術」「発明の効果」から、技術の特徴を大まかに把握したり、狙っている市場を把握できます。
- 特に当該企業で出願日が最新のものは、「将来に向けた開発」である可能性が高く、製品化前の技術、デザインについて推測することもできます。

個別情報



分かること③開発体制

- 複数の出願で発明者が概ね社長になっている場合は、開発を社長に依存している可能性があり、複数の社員に分散している場合は、社内の開発体制が潤沢と推測できます。
- 発明者に他社の社員が掲載されている場合、共同開発状況も把握できます。

4

IP ePlat（知的財産 e-ラーニングサービス）

- INPITでは、知財制度に関する学習教材をオンラインで無料提供。
- 知的財産制度に関する教材を始め、営業秘密管理やスタートアップ関連など、初心者から実務者までを対象に、100以上のコンテンツを掲載。
- ユーザー登録の有無を問わず、全ての学習教材が視聴可能。
- ユーザー登録の上ログインすると、テスト機能や受講状況の管理など充実したe-ラーニング環境が利用可能。



(上) IP ePlat トップページ

■ パソコン、タブレットを御利用の方

【URL】 <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

IP ePlat



で検索！

※ ポップアップブロックを解除して御利用ください。

■ スマートフォンを御利用の方

右記の二次元コードから
アクセスが出来ます。



お問合せ先

(独) 工業所有権情報・研修館(INPIT)
TEL : 03-3581-1101 (内線3907)
E-mail : ip-jz01@inpit.go.jp

知財人材部 電子研修担当

支援策ガイド「知的財産スタートブック」

- ・ 仮想事例を用いて、具体的な支援施策の活用方法・支援プロセス・支援の効果などをわかりやすく解説



事業課題④：資金調達が難しい 支援施策

活用施策：知財金融事業 ▶ p.42へ

支援メニューの柱

1. 専門家による自社の強みや事業課題を分析（ビジネスモデル・市場・競争優位・顧客）
2. 経営課題ストーリー（課題解決の方向性）を明確にし、戦略・アクションプランを作成
（専門家とともに検討し、ポイント・課題・戦略・施策に関する助言なども実施）
3. 分析結果を「知財ビジネス報告書」として可視化
4. 金融機関からの評価に基づき関係強化、事業計画のブラッシュアップ

支援の効果

- ・ 自社の「見えない強み（知財・ブランド力）」や事業課題（ブランド戦略上の課題など）が整理された
- ・ 経営者の経営マインドや課題意識などの経営課題ストーリーが整理され、事業計画に反映可能となった
- ・ 事業計画の明確化により、経営者の経営マインド、経営の強み・課題が可視化され、経営の強み・課題が整理された
- ・ 金融機関との関係が強化され、融資・信用・専門助言など多岐にわたる支援を受けられる体制が整った
- ・ 経営者自身に「近未来の事業の強み・課題を明確に可視化し、経営計画に反映させる」視座が身につけられ、経営計画が可視化された



キャピタリストのための知財DDマニュアル

- VCの投資検討において、どのように実務に知財を実装するのかを、VC-IPAS によって得られた知見に基づき取りまとめたマニュアル
- 生成AIを活用した投資検討時の分析手法**、それぞれの知財のタスクについての**プロンプト例**、プロンプトによって生成された出力例も掲載

R7年度事業成果物

キャピタリストのための知的財産デュー・デリジェンス（知財DD）マニュアル



3 投資検討時に最低限必要な知財DD手順—デュー・デリジェンス段階

(1) デュー・デリジェンス段階のチェックシート

① 知財ポートフォリオ

□ 知財一覧（国・番号・権利範囲）

スタートアップが保有する全ての知財について、どの国で登録/出願されているか、特許番号、そして何を保護しているか（権利範囲）などのリストを作成する。

○ チェック方法

スタートアップから保有知財一覧（リスト）を入手し、特許番号、登録日、出願番号、出願日、権利者、審査の経過情報、権利範囲、ライセンスの状況等を含む一覧表を作成する。

J-PlatPat や各国特許庁 IP で確認し、リストに漏れがないかダブルチェックする。

専門家に見解を求めることにより、各特許が保護する技術内容と事業との関連性、知財ポートフォリオの質を評価することができる。特に、重要な特許については、登録済み＝安心ではなく、専門家に確認をしてもらい、権利範囲を評価してもらうことも有用である。

重要な出願が拒絶理由通知を受けている場合は、拒絶理由通知の内容と対応状況（意見書提出済みか、登録見込みはあるかなど）について、専門家に見解を求める。

○ 専門家に依頼する際の伝え方（例）

スタートアップから入手したリストが正しい情報であることを確認してください。各特許の保護する技術内容と事業との関連性、知財ポートフォリオの質についても評価をしてください。

(1) スタートアップの事業・技術の理解

スタートアップの事業・技術の理解では、対象スタートアップの技術そのものだけでなく、背景知識も含めて理解することを目的としています。ここでは背景知識として、対象領域に関する専門用語、主要な従来技術、その従来技術から見たときの対象スタートアップの技術の立ち位置について整理しています。

プロンプトの構成要素

✓目的：スタートアップの技術について、従来技術も含めて理解する

✓手順：

- ・スタートアップのコア技術と用途の特定
- ・技術と周辺用語の理解
- ・従来技術との関係

✓補足：高校生でも理解できるレベルでの説明

✓出力：簡潔な説明文、用語リスト、従来技術との比較リスト

プロンプト例

スタートアップのコア技術と用途の特定

* 【調査対象スタートアップの社名】について調べ、** (1) コア技術**と ** (2) 用途**について教えて。

* 企業URLや、企業のニュース、Google Patents で企業名で検索して探した特許の情報を参考にして。

* ** (1) コア技術**と ** (2) 用途**は、それぞれ簡潔に 20 文字以内で教えて。

メンター名鑑

- IPAS、VC-IPAS事業において、**知財・ビジネス分野のメンターとして活躍された専門家**を紹介
- IPBASEポータルサイトにおいて、積極的にスタートアップを支援している知財専門家等を、専門分野、得意分野から検索可能



メンター種別

すべて

知財メンター

ビジネスメンター

アソシエイトメンター

専門分野・得意分野 (AND検索：選択した条件をすべて満たすメンターを表示)

専門分野・得意分野は各専門家ご自身にご判断いただいております。

創業

バイオ

IT

ものづくり・機械

素材

物理

意匠・商標

資金調達

R&D戦略策定

市場分析

事業計画/ビジネスプラン策定

IPO準備・支援

調査(FTO・DD含)

知財戦略策定

OI協業契約交渉(大学サイド)

OI協業契約交渉(SUサイド)

訴訟対策

海外展開

その他

経験職業・保有資格 (AND検索：選択した条件をすべて満たすメンターを表示)

弁理士

弁護士

VC

インキュベーター・アクセラレータ

起業家

公認会計士

経営コンサルタント

中小企業診断士

その他

<https://ipbase.go.jp/mentor-directory/>

(参考) 知財リスク動画「スタートアップは突然に…」

□概要

大手企業の契約担当者の罠に落ち、信頼していた研究パートナーにはめられ、不慣れな異国の地でも知財トラブルに見舞われるなど、挑戦のたびに倒産し、「THE END.」してしまう3人組。知財を知らない人の行き着く先は必ず「THE END.」になってしまう、**知財リスクを回避するための学びのある物語**です。

□提供しているコンテンツ

知財リスクに関する具体例をまとめた動画コンテンツ

□詳細 <https://www.statotsu.inpit.go.jp/>

□お問い合わせ

独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部 横断プロジェクトチーム担当 電話：03-3581-1101 内線3822



特設サイト



「スタ突」予告編



(参考) もうけの落とし穴

- 知財の情報サイト「もうけの花道」内のコンテンツ「もうけの落とし穴」では、ビジネスにおける知的財産に関する注意点を解説。
- 企業が知財で困る・失敗する典型例をアニメで分かりやすく紹介しているので、是非御覧ください。



商標登録して
いなかった落とし穴



開発したロボットに自分で考えた名
前を付けて販売していたが、損害賠
償請求されちゃった!? なぜ?



自社のノウハウと思い込
んでいるときの落とし穴



新しいロボットの製造。他社には真
似されるおそれがないため、特許出
願ではなくノウハウ管理することに
していた。が、ある日工場長が…!



ありがとうございました

